国立大学法人お茶の水女子大学 中期目標・中期計画一覧表

平成 19年 1月 お茶の水女子大学

中期目標

中期計画

(前文)大学の基本的な目標

お茶の水女子大学は、学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現される場として存在する。

1.本学のミッション

すべての女性がその年齢・国籍等にかかわりなく、個々人の尊厳と権利を保証され、自由に己の資質能力を開発し、知的欲求の促すままに自己自身の学びを深化させることを支援する。

2. 女子高等教育の継承と発展

128年に及ぶ女子高等教育の蓄積を活かして、女子大学としての制度設計を選択し、伝統に基づく知的・教育的遺産を継承するとともに、その再構築を試みつつ、豊かな見識と専門的知性を備えた指導的女性・女性研究者の育成を志向する。

3.研究の拠点化と新たな教養教育の構築

研究レベルの高度化をはたし、COE研究拠点を構築するとともに、その研究を踏まえた専門教育を充実させる。学際的大学院人間文化研究科と学士課程の有機的連携による、教養知と専門知」「学芸知と実践知」「自己探究力と自己プレゼンテーション力」の統合に努力し、新たな教養教育を構築する。

4. 社会貢献と国際交流

常に時代と社会の要請に応え得る優れた女性指導者・研究者を育成し、男女共同参画社会の実現に寄与する。また、国際的視野に立って世界各地の大学と交流し、とりわけアジアその他の途上国女子教育の充実強化に協力し、女性の地位と知的能力の向上によって、平和な安定した社会の樹立に貢献する。

5. 生涯にわたる教育と研究支援

女性特有のライフスタイルに即応した教育研究の在り方を開発して、その成果を社会に還元することで、女性の生涯、延いてはすべての人の生き方に関わるモデルの提供源となる。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から、平成22年 3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1)教育の成果に関する目標

教育の成果に関する全学的な目標

- 1.カリキュラム・プログラムの改善による基礎学力、問題 発見能力、問題解決能力等の向上を図る。
- 2. 学士課程と大学院課程との連携教育の実施による専門学力の向上と進学意欲の上昇を図る。
- 3.女性のライフスタイルに即した教育課程・方法の開発に基づく就学環境を改善する。
- 4. 社会人のキャリア・アップを支援する。
- 5.アフガニスタン等開発途上国の女子教育・女性研究者支援を充実させる。

(2)教育内容等に関する目標

1.アドミッションポリシーに関する目標 国籍・年齢に関係なく、本学の教育理念に合致して、す ぐれた資質を持ち、勉学・研究に対する強い意欲を有する

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

学士課程教育の目標達成のための具体的な措置

- 1.少人数ゼミの充実徹底を図り、学生個々人の問題発見能力・論理的思考力・自己表現力・コミュニケーション能力等、知的基礎能力を身につけた女性を養成する。
- 2.コアクラスター制度を充実させ、副専攻制度に発展させることを検討し、専門領域以外での視点を獲得させ、知識・見識の養成を図る。
- 3. TOEICの導入、クラスの少人数化と海外語学研修等により、英語の総合的コミュニケーション能力の養成を図る。
- 4.途上国支援を教育課程中に組み込み、途上国に対する意識を覚醒した人材を養成する。
- 5. 学士課程・大学院課程の連携プログラム(6年課程・9年課程)の検討を開始する。
- 6.「教育推進室」を設置し、教育課程の編成を検討し、改善等の業務を遂行する。 大学院教育の目標達成のための具体的措置
- 1.学際的研究科の特色を生かした複数の領域の指導教員による指導体制の一層の強化を図り、学生の新領域への挑戦を支援する。
- 2. 副専攻制度の導入、ダブルディグリーの取得可能領域を検討する。
- 3.女性のライフスタイル(妊娠・出産・介護等)に即応した多様な研究形態を確立し、 研究支援を図る。
- 4. 社会人の研究科志望者のために昼夜開講制を実施する。
- 5. 修了後の教員就職に備え、大学での教育及び研究指導実践を実施し、教育力充実を図る。
- 6. 博士前期課程のライフサイエンス専攻と、博士後期課程の人間環境科学専攻に「遺伝カウンセリングコース」を設け、東京女子医大との連携により遺伝カウンセラーを養成する。
- 7.大学院の組織の改革を検討する。
- 8. 現職教員の再教育等を実施する専門職大学院の設置を検討する。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

1.アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための方策 現在実施している、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、3年次編入学試験等を維 持するとともに、入試推進室で新たな入学試験の方法について検討する。 女性を受け入れる。また諸外国、とりわけアジア諸国より すぐれた女子の留学生を受け入れる。

2. 教育課程に関する基本方針

教養教育:

日本語によるプレゼンテーション能力、英語のコミュニ ーケション能力及び情報リテラシーの養成などスキル教育 を授けるとともに、21世紀を生き抜くための「知」を重 視した教育を授ける。

専門教育:

専門分野における教育目的を明確に達成しつる教育科目 を配当し、体系的な教育プログラムを編成するとともに、 幅広い教育を行う。

3.教育方法、授業形態、学習指導法、成績評価等に関する 基本方針

新入生を対象とする少人数制のゼミの充実をはかり、授 業の理解度を把握するための方策を実施し、学生のモチベ ーションを高める。また、各授業科目の成績評価基準を明 確化し、厳格なる評価を行う。

(3)教育の実施体制等に関する目標

学十課程

- 1、後期日程試験において、大きな枠組で入学者選抜を行い、入学後に学部学科を選択し うるような制度の設置を検討する。
- 2. 附属高等学校の生徒に対して、大学が設けた教育プログラムを受けさせることによっ て、優秀な学力を持ち、かつ勉学に対する意欲やプレゼンテーション能力を持つ者を判し 定した上で、進学を認定するシステムの開発とその設置について検討する。 大学院課程
- 1.10月入学を実施する。
- 2.教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
 - 1)4年を通して体系的なカリキュラム編成を行う。
 - 2)とび級制度等を活用し、学士・博士前後期を通した教育システムについて検討を行う。
 - 3) 全学共通科目を増加させて学生が受講しやすい環境を整えるとともに、学部設置の専 門教育科目でも学部間で連携をはかり、学内共同教育を実施する。
 - 4)補習などを含め、高等学校での教育との連携を視野に入れたカリキュラム編成を行う。
 - 5)基礎的専門学力を養成するためのカリキュラム編成を行う。
 - 6) 教養教育、専門基礎教育、専門教育における適切な科目配当と年次配当を行う。
 - 7) 教養教育及び専門教育の方針に従って、必修科目、選択必修科目と選択科目とのバラ ンスを考慮した編成を行う。
 - 8)領域横断型の教養教育コアクラスター制度を質量ともに充実させ、専門領域外での教 養・見識を養成し、さらに副専攻制度への発展を検討する。
 - 9)21世紀に必要とされる、国際性、途上国支援、ジェンダー、安全、環境、ボランテ ィア等の内容を含む教育の充実を図る。
- 10) 教職課程の適正な実施をするとともに、介護実習を支援する体制の整備を図る。
- 11) 転学部、転学科を容易にしうる制度を設ける。
- 3.教育方法、授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
 - 1)本学と提携した海外の大学における海外語学研修の単位化を図る。
 - 2) 英語教育において、習熟度別クラス編成をし、効果を上げうるようにクラスサイズの 少人数化を図る。
 - 3)問題発見能力・論理的思考力・自己表現力等を強化するために、新入生対象の基礎ゼ ミの充実を図る。
 - 4)大学院及び学士課程において、本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互 換を推進する。
 - 5)シラバスをホームページに掲げ、内容の充実を図る。
 - 6)授業外での予習・復習に関する指示と自主的学習への配慮を行う。
- 4.適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
 - 1)5段階での成績評価の基準を設定し、シラバスにおいてそれを明示する。
 - 2) 受講の上限単位数の設定について検討を行う。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教職員の適正な配置を行うとともに、退職者の後任補充に 1.教育推進室で、全学の授業科目や担当教員等を統括し管理運営体制を整えるとともに、

ついては役員会管理とし、各部局の意見を聴取しながら配置を定め、学内の人材の流動化を図る。

教育推進室で教育環境を把握しその整備をはかり、また教育 の質の改善をはかることを目標とする。

(4)学生への支援に関する目標

情報化の推進をはかり、学内施設の利用状況を的確に把握し、教室を開放するなど学習環境を整備し、学生相談体制を充実し、学習や生活支援を行うとともに、出来る範囲での経済的支援を実施する。また、学生の意見を吸い上げるシステムを構築し、良好な学内環境を保持する。

教養教育の円滑な運営と改善を企画実施する。

- 2.教育研究調査書・授業評価などを活用して、教育評価を行い、教育推進室及び総合評価室を通じて改善を図る。
- 3.教育推進室、総合評価室及び総務室と連携して、教職員の配置を改善するシステムを構築する。
- 4.語学センターを設置し、語学教育の充実を図る。
- 5.図書館の情報化、総合情報処理センターによる学内の情報化、情報処理教室の開放などにより、学内や学外の情報を自由に活用できるように整備を図る。
- 6 . 補助を必要とする教養教育の科目にTAを配置し、個々の学生への対応を可能とする体制を整える。
- 7. 留学生センター等で、学外と連携して共同教育を実施する可能性について検討を行う。
- 8.大学院人間文化研究科と学部が連携し、それぞれ所属の教員が相互に兼担することで、学内資源を有効に活用する。
- 9.生活科学部で、生活環境学科を改組し、食物栄養学科と人間・環境科学科に再編する。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生が自由に意見を述べられる意見箱を設置し、学内での諸問題を解決しうるシステムの構築を図る。

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1.適宜、授業科目選択のためのオリエンテーションを行う。
- 2. オフィスアワーを設けて、学習指導体制を強化する。
- 3. 学習相談及び進路相談体制の強化策として、チューター体制を整備する。
- 4. IT教室を開放するとともに、図書室・自習室等を整備し、自習を支援する。
- 5.図書館本館と各部局の図書室とのオンライン化をはかるとともに、各部局所蔵の図書を全学の学生に自由な閲覧を可能とし、貸出できる体制を整備する。
- 6.海外留学に関する相談体制を整備する。

生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- 1.就学指導、生活指導や進路指導など、学生相談体制を整備、強化する。
- 2.保健管理センターにおける健康診断の受診率を高め、学生の健康状況を的確に把握するとともに、健康に関する相談体制を整備する。
- 3.就職支援体制を整備するとともに、就職ガイダンスをさらに充実させる。また、女性の 多様な生涯を展開したキャリア教育充実のため、卒業生を含む第一線で活躍する女性たち を講師に招き、キャリアガイダンスを徹底させる。
- 4.インターンシップの拡充を図る。
- 5. 留学生チューター制度の充実を図る。

経済的支援に関する具体的方策

- 1.奨学金の充実を図る。
- 2 . アルバイト情報の提供と斡旋を充実させる。
- 3. 学生後援会組織を検討し、充実を図る。
- 4.緊急時に学生に対して融資できるような体制を整える。

2 研究に関する目標

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1.研究活動を活発化して拠点化をはかるとともに、国際交流を推進して国際的に認知され、高度な水準を維持する。
- 2. 社会連携・広報推進室より、各種メディアを通じて研究 成果を社会に発信し、社会的還元を促進する。
- 3.世界の女性研究者、特にアジアの女性研究者との間にネットワークを形成し、緊密な連携の下に共同研究をし、その成果を広く世界に発信する。

社会人・留学生等に対する配慮

- 1. 多様な新入生(編入生、留学生、社会人)に対して、オリエンテーションを実施する。
- 2. 社会人のキャリア・アップ支援のために、特別奨励金制度の設置を検討する。
- 3.アフガニスタンを含む途上国女子留学生支援のために、特別奨学金を設置する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- 1.国際シンポジウムの開催、海外の学会への参加を通じて、国際的に認知される研究を行う。
- 2.女性の資質能力の十全に発揮可能な領域・テーマを発掘し、また、女性研究者の不足している分野を重点化して、女性のライフスタイルにより適合した研究方法を探求することによって、若手女性研究者を育成する。
- 3.女性及び生活者としての視点を生かし、人と地球の存続という目的の下に広く既存の知 を結集して、学際的・融合的研究を促進する。
- 4. プロジェクト研究として学際性・総合性を志向するとともに、基盤となる個別基礎研究 の充実をはかり、両者のバランスを心掛ける。
- 5.研究は、常に社会との連携の下にあることを忘れず、倫理的な検証を行う。 本学として重点的に取り組む領域
- 1.女性研究者養成という本学の目標に即応し、女性研究者に対する要請の高い領域を特化する。
- 2.21世紀COEに採択されたプログラムを推進する。
- 3.本学で特色となりうる分野を新たな重点領域として検討する。
- 4.研究成果が伝統的に蓄積された領域で、今日的意義を持つものを推進する。 研究成果の社会への還元に関する具体的方策
- 1.社会連携・広報推進室は、教員個々人の研究成果を把握し、HP等を通じて紹介し、広報・宣伝に努めて社会への仲介や産官学の連携を推進する。
- 2.研究成果は、各種メディアを利用して公表するとともに、研究成果を応用した著述等により社会的還元を行う。
- 3 . 特に女性に関連の深い研究は、他の女性教育機関との連携において、より広域的な伝達 を心掛け、女性の社会進出その他の資源として広く共用に供する。
- 4.研究の成果は、公開講座や社会人教育、特に教育職員の再教育の機会を通じて、直接的 な社会的還元を図る。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 1.総合評価室の中に、研究の水準・成果を検証する部門を設置する。
- 2.分野毎の特殊性を考慮しながら、単に論文数だけでなく、掲載紙のインパクトファクターやサイテーション等の数値評価も導入しつつ、絶えず客観的な検証を試みる。
- 3.単年度毎の活動報告の提出を全教員に義務付けるとともに、3年目終了時に第三者を加えて分野別評価を実施する。

【(2)研究実施体制等の整備に関する目標

- 1.教職員の適正な配置を行うとともに、退職者の後任補充 については役員会管理とし、各部局の意見を聴取しながら 配置をを定め、学内の人材の流動化を図る。
- 2.研究推進室で研究環境を把握しその整備をはかり、また研究の改善を図る。
- 3.特に女性のライフスタイルに即した研究環境や研究体制を整備する。
- 4. 重点領域の研究推進のため、設備使用の便宜を図る。
- 5.総合評価室において、第三者を交えた厳正な評価をする。

(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

女性研究者の研究支援に対する具体的方策

- 1.女性若手研究者を支援する常勤の特別研究員制度を発足させる。
- 2.妊娠・出産・育授乳等、女性に固有の身体条件の変化に対応すべく、一時休憩室・ベビールーム・乳幼児保育室を設置するとともに、在宅研究方法を開発して、育児等の原因による研究の中断を防止する。
- 3.女性若手研究者に関して、妊娠・育児・介護等の特定期間中の勤務を容易にするため、 柔軟な勤務体制を検討する。

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1.研究推進室、総合評価室及び総務室と連携して、研究組織の見直しの弾力化と人材の流動化を図る。
- 2.研究の活性化のため、広く学内外に人材を求めて客員教授、特任教授、研究員等とし、 任期付き研究者として研究センター・研究プロジェクト・大学院専攻等に配置する。
- 3.新領域研究部門の設置、あるいは、特定領域のさらなる重点化等に関しては、複数の他大学(例えば、私学を含む複数の大学院研究科)との間に連合大学院等の設置を構想し、 そのための基礎研究を開始する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1. 重点領域に関して、学長裁量経費によって特別配分を実施する。
- 2. 学内研究のインセンティブを考慮し、公募による学内科研を設け、研究費の重点配分を 行う。特に若手女性研究者用(ポスドク、博士後期課程学生等)の学内科研を整備する。
- 3.ポスドクや博士後期課程学生対象の「お茶の水女子大学海外留学支援奨学金」の基金拡充に努める。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1. 重点領域研究に関しては、時限付きで共同空間内にその研究に必要とされる施設・設備を整備する。
- 2.機器に関しては、共通機器センターによる集中管理を原則とし、同センターが共通機器 の選定・購入・整備、利用方法の策定・保全・点検に当たる。

知的財産の創出及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1.知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する支援は、研究推進室が行い、評価に関する専門員制を設ける。

その他、研究の質を保全するための具体的方策

1.研究推進室の内部で、研究の倫理に関する問題を検討する。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1.現存する学内共同研究センター間の研究、教育及び社会サービスに関する連携を行う。
- 2.各研究センターの個別活動を支援すると同時に、学内共同研究センターを拠点とした研究プロジェクトの設置を奨励し、学内外の研究者が結集して共同研究を推進する。
- 3 . 本学に拠点を置き、産官学の研究者が蝟集して研究と人材養成を行う新しいタイプの教育研究センターの設置を検討する。

学部・研究科・附属研究センター等の研究実施体制に関する特記事項

1.センター部の設置

3 その他の目標

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標

- 1.社会人教育の推進、特に社会人女性の勉学再開とその成果の社会還元を支援する。
- 2.地域社会との相互交流を密にする。
- 3.国際交流に関しては、海外各地の大学との交流協定締結 を促進し、研究者及び学生の交流を活発化する。
- 4.国際貢献に関しては、アフガニスタンに代表される途上 国女子教育支援を強化充実する。

「センター部」を設け、研究を主務とする生活環境研究センター、ジェンダー研究 センター、子ども発達教育研究センター、糖鎖科学研究教育センター、ライフワー ルド・ウオッチセンター、ソフトマター研究センター等の学内共同研究センターを 統括する。

2. 教育サービスセンター

語学センター、留学生センター、総合情報処理センター、保健管理センター、開発途上国女子教育協力センター、共通機器センター等教育サービスを主務とするセンターは、それぞれ相応した各室で統括する。

3.その他の附属施設

女性研究者・女子職員のキャリア支援のために附設された『保育施設』を正規の施設として位置付ける。

人間文化研究科附設の『附属心理臨床相談センター』の整備について検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1)社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

社会との連携・協力、社会サービス等に係わる具体的方策

- 1.大学院博士前期課程の「社会臨床論コース」を強化し、社会人、特に教職従事者の現職研究と上位資格の取得を支援する。
- 2. 現職教員対象の研修を行う。特に「理科離れ対策」として、理科教員対象の特別授業や実験指導、あるいは、幼稚園教諭のレベルアップのための研修を積極的に実施する。これら研修に際しては、地域教育委員会との連携を密にする。
- 3.社会連携・広報推進室は、研修成果の社会的還元を企てるとともに、地域社会からの本学に対する要望や協力要請を受け付ける窓口としても機能させる。
- 4.研究成果を活かし、北区との総合協定を結び、教育サービスを推進する。 産学官民連携の推進に関する具体的方策
- 1.民間企業との共同研究を推進し、民間企業の研究者を客員教授・特任教授・受託研究員に受け入れて相互交流の緊密化を検討する。
- 2.寄付講座の設置を検討する。
- 3.学内に保有されるデータベースを公開し、学外諸機関からの共同研究テーマ募集する方法を検討する。

地域の国公私立大学等との連携の推進に関する具体的方策

- 1.大学間単位互換制度を拡充強化し、学部・大学院両者に係わる相互受講を促進する。
- 2. 途上国支援のために結成された5女子大学コンソーシアムを強化充実し、国際貢献以外の目的の活動を検討する。

国際交流の推進に関する具体的方策

- 1.研究協力及び学生交流に関する協定を結んだ海外大学との連携をより緊密化し、教員・ 学生による相互の積極的な交流を推進する。
- 2.海外大学との間のダブルディグリー制度を充実させる。
- 3.交流協定校の存在していない地域での協定を推進し、世界各地との国際交流を検討する。
- 4.「アジア女性研究者支援奨学金」の活用により、アジア地域の女性研究者との交流の緊密

化を図る。

- 5. 国際シンポジウムの開催を強化する。
- 6、帰国した留学生との間にネットワークを形成して連絡を密にし、アフターケアをはかる とともに、国際交流の拠点としての活動を要請する。
- 7. 留学生を媒介にして、地域住民に国際交流の機会を提供する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1 . 開発途上国女子教育協力センターを中核として、アフガニスタン女子教育支援を始めと する途上国の女子教育の協力体制を整える。
- 2. 途上国からの国費留学生招聘を積極的に行う。
- 3、途上国からの留学生支援対策として、卒業生や地域の有志と提携して、ホームスティ及 びペアレント制度の実現を検討する。

(2)附属学校に関する目標

- 1、大学の教育研究のための実験機関としての性格を明確化 し、公教育の実施困難な教育課題に関して常に先導的な実 践研究を遂行し、その成果を公教育等に還元して、教育の 本質とその実践形態に関する問題提起と解決方法を示すこ とを目的とする。
- 2 . 大学の研究施設「子ども発達教育研究センター」によって なされる、大学と附属学校の連携による発達と教育の研究 の実験的場を提供する。
- 3.大学が着手しているアフガニスタン女子教育支援活動に 協力し、来日研修団に研修の場を提供する。

(2)附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1.運営方針について、附属学校部を介して常に大学との意向調整を行う。
- 2.幼稚園・小学校・中学校・高等学校の4附属が同一キャンパスにある特色を活かし、4 校連携研究開発学校の指定を受けるために、「子ども発達教育研究センター」において学校 間移行接続に関する研究課題を設定して体制作りを図る。
- 3、高大連携教育を実施し、大学の授業聴講を認める制度を発足させる。また、高校で特別 な教育カリキュラムを編成した上で、受講生に大学入学を許可する制度の導入を検討する。
- 4.大学理学部との緊密な連携により、理数科教育の強化を図る。
- 5.アフガニスタン女子教育について、附属学校における研修に協力する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 1.機動的でダイナミックな運営体制を確立するとともに、 総務室で運営体制の改善を図る。
- 2. 教員組織と職員組織のより緊密な連絡を図って、両者の 一体化を目指すとともに、人員の流動化を図り、人員配置 を適性化することを基本方針とする。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1.理事長(経営の長)兼学長(教学の長)としての資質を備える人物を選出し得る ような学長選考のシステムを確立する。
- 2.役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会の機能分担を明確化し、大学の意志決定 の透明化を図る。
- 3. 総務室、財務室、総合評価室、教育推進室、学生支援室、入試推進室、国際交流 室、研究推進室、社会連携・広報推進室、女性支援室、情報推進室を設置し、教員と 職員とが連携して、迅速に問題の解決、改善を図る。理事及び副学長は機構長を勤 め、責任ある体制を構築する。
- 4.役員会の主導の元に、教員組織と事務職員組織の代表による「業務運営連絡会」を開催し、 業務運営の改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究に関する本学の目標の達成と、学術文化の動向や 1 . 学部における学科及び研究科の専攻の存在意義、学生定員・教員数の維持は、3年終了

社会の要請、本学に学ぶ学生達のニーズなどを見極め、相応 しい組織のあり方を追求し一定期間毎に組織の見直しを企て る。そのために、教育研究組織を固定せず、時限付きを原則 として、適切な評価に基づいた弾力的な設計により、改組・ 改革を容易にすることを基本方針とする。

3 人事の適正化に関する目標

- 1.教職員について、組織の観点、教育研究の観点から適宜 見直しを行い、適性化と流動化を図る。
- 2 . 男女共同参画社会を実現するため、ジェンダーを考慮した人事制度を構築する。
- 3.能力・適性等を勘案し、適材適所の人員配置を行う。
- 4.教職員の任用・昇任・身分異動などは評価を実施し、そ の結果を受け、差別なく適正に行う。

時に適正な複数の評価軸に基づく評価を行い、評価結果によって変更を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1.総合評価室において、3年終了時に人材の評価を実施し、最適なポジションへの配置を 行う。評価に当たっては、多様な評価軸を設定し、多面的な評価を行うよう工夫する。評 価過程及び評価結果の透明性を期すべく、プライバシーに関する十分な配慮の上での公表 について検討する。
- 2 . 評価結果を昇進・昇格、あるいは給与面に反映させることについて、その実効性と問題 点を検討し、学内外のコンセンサスを形成しつつ、相応しい方法で実行に移す。 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
- 1.内外から相応しい人材を選任し得るよう、外国人教師の特別雇用制度等、柔軟な人事制 度の設計する。
- 2. 欠員補充に関しては、欠員ポストは原則として学長手持ちとし、教育研究評議会その他学長の委嘱する組織の審議を経て、全学的・戦略的な観点から配置ポジションを決定する。
- 3. 定年後の人材を、特任教授等の呼称で特定業務のために任用する。
- 4.非常勤講師の効率的な配置を検討する。
- 5. 教員の研究支援のためのサバティカル制度について検討する。
- 6.職員に対しては、短期海外研修制度を整備するとともに、リフレッシュ制度を拡充する。
- 7. 非常勤職員について、育児休業、介護休業制度を導入する。
- 8.裁量労働制の導入を検討する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性に関する具体的方策

- 1.特定ポストや外国人教員に関しては、任期制を導入する。
- 2. 教員の新規採用は、原則として公募制とする。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 1 . 各分野に相応しい外国人教員のための雇用システムを検討する。
- 2.女性の教員比率の低い領域の新規教員採用に関して、学位・業績・能力等が均等の場合は、女性を優先するという原則を設ける。
- 3.女性の役職への登用を促進する。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 1.事務職員の採用は他大学と協力して採用試験を実施する。専門性の高い職種については、 職務経験や資格を有する人材を柔軟に確保できる制度を構築する。
- 2. 民間企業等への派遣等、実践的な研修制度を整備する。
- 3.他機関との人事交流を拡充する。
- 4. 女性の役職への登用を促進する。

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 1.事務職員の意識改革の推進を図り、職員個々の能力の開発を進める。
- 2.事務処理の見直しを行い、事務の効率化・迅速化を図る。

- 3.効率的な事務遂行のための課・係の再編統合を検討し、 機能的な事務処理体制の構築を図る。
- 4. 真に必要な専門職制の導入

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

国立大学法人としての自立性を高めるため、また、教育・研究・社会貢献等の大学の主要な機能の向上を図るため、外部資金その他の自己収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標

- 1 .「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定) において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、 人件費削減の取組を行う。
- 2.管理業務の合理化、効率的な施設運営及び事務の合理

1.学生数に対する教職員比率に関して、教育面を重視しつつ経営面を配慮して適正率の検討を行い、人員に関する基本方針を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務職員の資質向上等見直しに関する具体的方策

- 1.研修会、マネジメントセミナー等を通じ、大学経営への参画意識を高める。
- 2.業務コスト意識の高揚を図る。

事務の効率化・迅速化等に関する具体的方策

- 1.業務運営の迅速化を図る。
- 2.事務書類の簡素化を図る。
- 3. アウトソーシング可能な事務の外部委託の検討を行う。
- 4. 繁閑期の事務量を分析し、効率的な事務処理体制の導入を検討する。
- 5. 電算システムの充実を図る。

課・係の再編統合等に関する具体的方策

- 1.関連を持ちながら分散している各課の再編統合を図る。
- 2 . 国立大学法人会計の導入及び効率的な事務の遂行のための係の再編統合を行う。
- 3 . 学長を直接サポートする組織を検討する。
- 4.総務室、財務室及び教育推進室等、各室体制を直接支える事務組織を検討する。 専門職制の導入に関する具体的方策
- 1.国際交流部門、情報処理部門等専門性の高い部署への専門的知識を持った者の任用を促進させる。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄付金等外部資金増加に関する具体的方策

- 1.競争的研究資金の申請件数を増加させるため、全学的に支援する体制を強化する。
- 2 . 大学を広く外部に広報し、海外を含め大学の認知度を深める。

収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- 1.確実な学生確保による安定的な収入確保を図る。
- 2. 社会に対して果たすべき役割と、社会のニーズを総合的に勘案して、入学検定料、入学料、授業料の額を検討する。
- 3.公開講座等の社会貢献を積極的に行い、講習料等の収入の増加を図る。
- 4 . 大学施設を積極的に開放するための方策を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

人件費の抑制に関する具体的方策

1.総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

管理経費の抑制に関する具体的方策

化、人員配置の適正化等を進めることにより、管理的経費 の抑制を図る。

- 1.事務の外部委託や非常勤職員の効率的な配置について検討する。
- 2. 節約意識の向上のための啓発活動を実施する。
- 3.設備機器の新設や更新時に、省エネ型機器を導入する。
- 4.夏休み一定期間の大学業務停止などを検討する。
- 5 . ペーパレス化を図る。

施設設備費の抑制に関する具体的方策

- 1.電気・ガス・給排水等の主要設備について、日常点検、法的点検、オーバーホール等を行い主要設備機器の経費軽減を図る。
- 2.主要設備機器の各系統を整理し、効率的な運用を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

大学が所有する外部研究資金等の資産の安定的な運用に努める。

大学の施設について、点検・評価を行い、施設・設備の有効活用の促進を図り、適切な維持管理を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目

1 評価の充実に関する目標

- 1.全学及び各学部、大学院、センター、附属学校等 各組織において自己点検・評価を行う。
- 2.全学で統一した自己点検・評価項目を整備し、教育研究及び組織の運営に関する評価システムの構築を目指す。
- 3. 第三者評価及び学位授与機構等の外部評価を受け、各組織の運営の改善に活かす。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 1.情報推進室のもと総合情報処理センターで情報のデータ ベース化、情報の一元管理を行い、窓口の一本化を図る。 また、広報活動を強化して、情報の健全な活用・推進を を図る。
- 2.情報公開に伴う紛争防止策を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- 1.外部研究資金等の安全確実な運用管理を行うための体制を整備する。
- 2.大学の既存施設の点検調査を継続的に実施し、固定的な施設利用形態から、弾力的な施設利用形態へ意識転換を更に促し、資産の有効活用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 1.自己点検・評価項目、評価方法は、各組織の自己点検・評価委員会で原案を作成し、その原案について総合評価室で理系・文系の事情を考慮しつつ審議して評価基準を作成する。 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
- 1.総合評価室で各学部、大学院等から上がってきた自己点検・評価を総括し、その結果を大学運営に反映させるシステムの構築を図る。
- 2. 教員個人の教育研究業績、授業評価、社会貢献、大学運営への貢献等について評価システムを構築し、本人及び学部に評価内容を知らせ、学部・学科等の運営改善に役立たせる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の公開、提供及び広報に関する具体的な方策

- 1.情報の発信窓口を一つにし、社会との接点を明確にする。
- 2. 広報に学生も参加させ、広報誌、ホームページ等を広い視野で編集し、大学の活動を広く一般に知らせる。
- 3.マスメディアで活躍する卒業生の組織作りを行い、大学の広報媒体の拡大を図る。
- 4. 各種情報、入試、教育研究活動、公開講座等のデータベース化を図る。 情報公開活動における紛争防止等に関する具体的方策
- 1 . 大学と企業等との紛争を防止するため、社会連携・広報推進室、情報推進室でウェブページ等の規程整備を図る。

その他業務運営に関する重要目標

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 1.本学の施設整備の長期計画及び緊急 5ヶ年整備計画に基づく整備を推進する。
- 2. 既存施設の有効活用及び施設の維持管理体制を確立する。

3 . 大学キャンパスの環境形成を推進する。

2 安全管理に関する目標

1. 労働安全衛生法に基づく安全管理の体制の整備・構築を図る。

2.災害時における危機管理体制の構築及び学内における防犯対策の充実を図る。

■1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

本学の施設整備の長期計画及び緊急5ヶ年整備計画に基づく整備の措置

1.長期計画と緊急5ヶ年整備計画について、中期目標期間中に達成すべき計画を策定しな おし、整備を推進する。

施設設備等を整備するための財政措置の検討

- PFI(民間資金等活用事業)等の新たな財政手法の導入を検討する。
 - キャンパスの施設設備の整備及び施設有効活用を達成するための措置
- 1.既設施設の改修等による有効利用と教育研究の変化に応じたスペースの再配分を行う。
- 2.実験設備の共有化促進の検討する。
- 3.施設設備に関する定期の点検評価の実施及びFM(施設管理マネジメント)の活用を検討する。

施設設備の経年劣化に対応する整備

- 1.経年劣化した施設設備の安全対策等及び運転システムの表示ラベル化の策定を実施する。 キャンパスの環境形成の推進目標を達成するための措置
- 1.都市の中で緑地、高木の多い構内環境を確保し、育成を含めた屋外環境等の維持保全等 を行い、景観に対応した整備を図る。
- 2. 歴史的建造物の適切な管理、保存整備を図る。
- 3. 学生支援施設の充実に努める。
- 4. その他
 - 1)身障者対策の施設・設備の整備を図る。
 - 2) 既存施設設備等の現状把握を行い、資源の再利用等省ネルギー対策に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- 1.安全管理の目的を達成するため、全学的な委員会を設置する。
- 2.委員会においては、労働安全衛生法など関係法規に基づき安全管理体制の実態の把握や具体的な対策と措置を検討する。
- 3. 学生・生徒及び教職員に、安全管理のための周知徹底を図る。
- 4.教育研究活動と施設や設備等に起因して学生・生徒、教職員、入構者や地域住民などに被害をもたらした場合に補償を行うため、保険制度の検討を行う。

災害時の安全対策及び学内における防犯対策に関する具体的方策

- 1.災害発生時対応マニュアル等、危機管理に対するマニュアルを整備する。
- 2.災害時における学生・生徒、教職員の安否把握システムを構築する。
- 3.災害等により建物等が損傷しないための耐震補強及び安全管理に関する安全設備の保全に努める。
- 4.キャンパス内の施設に関連する防犯対策の現状調査及び保全追加の措置を図るとともに、 防犯に対する配慮の検討を行う。
- 5. 広域避難場所として、地域住民の安全確保等を地方自治体と連携して行う。
- 6.危機管理意識の高揚を図る。

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

- 1.短期借入金の限度額
 - 12億円
- 2.想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 特になし

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善 に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
小規模改修	総額 156	施設整備費補助金 (156)

- (注1)金額については見込みであり、中期計画を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の 改修等が追加されることもある。
- (注2)小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設 費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想 されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決 定される。

2 人事に関する計画

人事に関する方針について

雇用方針、人事交流方針及び職員の養成 ・人材最適ポジション配置のための厳格な評価システムの構築と昇進、昇格、配置転換、 適正な給与水準の設定 ・任期制・公募制の導入及び退職教員の有効活用など教員の流動性の促進 ・外国人・女性等の教員及び専門的知識を有する事務職員の採用促進 ・教員のサバティカル制度の導入、事務職員の資質向上のための研修制度の充実 ・職員の人事交流システムの構築 ・中長期的な観点に立った適切な人員管理 (参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 28,965百万円(退職手当は除く) 3 中期目標期間を超える債務負担 なし

	中期目標			中期計画	
別表(学部、研究科	斗等)	別表(「	収容定員)		
学部研究科	文教育学部 理学部 生活科学部 人間文化創成科学研究科	平成 16 年度 平成 17 年度	文教育学部 理学部 生活科学部 人間文化研究科 うち修士課程 文教育学部 理学部 生活科学部 人間文化研究科 うち修士課程	828人 520人 520人 611人 392人 219人 828人 520人 520人 611人 392人 219人	
		平 成 18 年	文教育学部 理学部 生活科学部 人間文化研究科 うち修士課程	828人 520人 520人 611人 392人	

度	博士課程	2 1 9人
平	文教育学部	8 2 8人
	理学部	5 2 0 人
成	生活科学部	5 2 0 人
19	人間文化創成科学研究科	6 1 8人
度	うち修士課程 博士課程	3 9 9人 2 1 9人
平	文教育学部	8 2 8人
	理学部	5 2 0 人
成	生活科学部	5 2 0 人
20	人間文化創成科学研究科	6 2 5人
年	うち修士課程 博士課程	
反	以上球性	2 1 9 人
	文教育学部	8 2 8人
平	理学部	5 2 0 人
成	生活科学部	5 2 0 人
21	人間文化創成科学研究科	6 2 5人
年	うち修士課程	
度	博士課程	2 1 9人

(別紙)予算、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度~平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金額
収 入	40,993
運営費交付金	27,400
施設整備費補助金	156
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	101
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	11,898
授業料及入学金検定料収入	11,558
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	340
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,438
長期借入金収入	0
計	40,993
支出	40,993
業務費	39,298
教育研究経費	32,856
診療経費	0
一般管理費	6,442
施設整備費	156
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,438
長期借入金償還金	101
計	40,993

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額28,965百万円を支出する。(退職手当は除く)

- 注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。
- 注) 退職手当については、国立大学法人お茶の水女子大学退職手当規程に基いて支給 することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編 成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それ ぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営 経費の総額。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 D(y-1)は直前の事業年度における D(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F(y-1)は直前の事業年度のおけるF(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する 経費。

「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他の収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

運営費交付金 = A(y)+B(y)

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営 費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- $(1)D(y) = \{D(y-1)x (係数)x (係数) D(x)\}x (係数) + D(x)$
- (2)E(y) = E(y-1)x (係数)x (係数)
- (3)F(y) = F(y-1)x (係数) ± (施設面積調整額)
- (4)G(y) = G(y)
- (5)H(y) = H(y)

D(y):学部・大学院教育研究経費(、、)、附属学校教育研究経費(、、)を対象。

E(y): 附属施設等経費()を対象。

F (y):教育等施設基盤経費 ()を対象。

G(y):特別教育研究経費()を対象。

H(y): 入学料収入()、授業料収入()、その他の収入()を対象。

2. 毎事業年度の一般管理経費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) + J(y)$$

- (1)I(y) = I(y-1)x (係数)
- (2) J (y) = J (y)

I (y):一般管理費()を対象。

J(y):特殊要因経費()を対象。

【諸係数】

(アルファ) : 効率化係数。 1%とする。

(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情報等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。なお、物価動向等の社会経済情報等を総合的に勘案した係数を運用する。

る場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ):教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度おける具体的な係数 値を決定。

(イプシロン):施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、 各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計 算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

- 注)施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、 別添 1 の「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注)施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注)自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、試算した収入予定額 を計上している。
- 注)産学連携等研究収入及び寄付金収入は、版権及び特許権等収入を含む。
- 注)業務費、施設整備費については、試算した支出予定額を計上している。
- 注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等 により行われる事業経費を計上している。
- 注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度~平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区	分	金	額
費用の部			
経常費用			40,592
業務費			38,160
教育研究経費			7,197
診療経費			0
受託研究費等			531
役員人件費			495
教員人件費			23,810
職員人件費			6,127
一般管理費			2,097
財務費用			0
雑損			0
減価償却費			335
収入の部			
経常収益			40,592
			26,994
			9,539
入学金収益			1,488
			531
附属病院収益			0
受託研究等収益			531
寄附金収益			833
財務収益			1
推益 ************************************			340
	戸 귔		271
資産見返寄付金戻入			50
資産見返物品受贈額戻	7		14
	, 、		0
純利益			0
総利益			0
			O

- 注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。
- 注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度~平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	41,367
業務活動による支出	40,256
投資活動による支出	636
財務活動による支出	101
次期中期目標期間への繰越金	374
資金収入	41,367
業務活動による収入	40,736
運営費交付金による収入	27,400
授業料及入学金検定料による収入	11,558
附属病院収入	0
受託研究等収入	531
寄附金収入	907
その他の収入	340
投資活動による収入	257
施設費による収入	257
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	374

注)前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額(374百万円)が含まれている。